

食品中のPFASに係る今後の対応について

消費者庁
食品衛生基準審査課

PFOS及びPFOAに関する動向

- PFOS (Perfluorooctane sulfonate : ペルフルオロオクタンスルホン酸) 及びPFOA (Perfluorooctanoic acid : ペルフルオロオクタン酸) は、PFAS (Per- and Polyfluoroalkyl substances : 有機フッ素化合物) の分子種の一つであり、熱・化学的安定性等の有用な特性から、2000年代初頭まで、様々な工業で利用され、身の回りの製品を作る際にも使用されていた。平成21年(2009年)以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、現在では、わが国を含む多くの国々で製造及び輸入が原則禁止されている。
- わが国においては、内閣府 食品安全委員会にて自らの判断による食品健康影響評価が行われ、その評価結果、PFOS及びPFOAの耐容一日摂取量 (TDI) ※をそれぞれ20 ng/kg体重/日と設定、令和6年6月25日付けで内閣総理大臣を含む関係大臣宛に通知された。
※ 耐容一日摂取量 (TDI) : ヒトが一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量のこと。
- 令和7年2月6日及び4月25日に開催された環境省中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 水道水質・衛生管理小委員会において、水道水におけるPFOS及びPFOAの分類見直し等が議論され、現行の水質管理目標設定項目から水質基準へ引き上げ、PFOS及びPFOAに係る水質基準を0.00005 mg/L (50ng/L) と設定、令和7年6月30日、関係する省令が公布された (施行日は令和8年4月1日) 。
- 令和7年4月25日に開催された食品衛生基準審議会において、PFOS及びPFOAに係るミネラルウォーター類の成分規格について、水道水における水質基準と同様に、PFOS及びPFOAの合算値として0.00005 mg/L (50ng/L) と設定、令和7年6月30日に告示した。告示の日から施行し、令和8年4月1日前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる旨経過措置を設けている。

令和6年度農畜水産物のPFAS含有実態調査結果（農林水産省）

○ 国内に流通している代表的な国産農畜水産物14品目を対象に含有実態調査を実施

PFOSの摂取量換算

品目	食品消費量 (g/日)	中央値 (ng/kg)	最大値 (ng/kg)	平均摂取量 (ng/kg体重/日)	最大摂取量 (ng/kg体重/日)
玄米	139.0	5.0	5.0	0.012	0.012
パレイショ	22.9	5.0	5.0	0.002	0.002
キャベツ	26.6	5.0	5.0	0.002	0.002
トマト	13.4	5.0	5.0	0.001	0.001
牛肉	14.6	5.0	23	0.001	0.006
豚肉	42.0	5.0	12	0.004	0.009
鶏肉	36.0	5.0	66	0.003	0.042
鶏卵	40.2	27	1300	0.019	0.922
牛乳	80.2	10	10	0.014	0.014
マイワシ	5.5	130	1800	0.013	0.175
マダラ	4.5	36	230	0.003	0.018
カツオ	3.6	350	1800	0.022	0.114
アユ	0.10	760	76000	0.001	0.134
アサリ	1.7	73	570	0.002	0.017

14品目合計 0.10 1.5

※PFOSの耐容一日摂取量は、20 ng/kg体重/日

PFOAの摂取量換算

品目	食品消費量 (g/日)	中央値 (ng/kg)	最大値 (ng/kg)	平均摂取量 (ng/kg体重/日)	最大摂取量 (ng/kg体重/日)
玄米	139.0	5.0	15	0.012	0.037
パレイショ	22.9	5.0	10	0.002	0.004
キャベツ	26.6	5.0	5.0	0.002	0.002
トマト	13.4	5.0	28	0.001	0.007
牛肉	14.6	5.0	5.0	0.001	0.001
豚肉	42.0	11.0	42	0.008	0.031
鶏肉	36.0	5.0	5.0	0.003	0.003
鶏卵	40.2	10	110	0.007	0.078
牛乳	80.2	5	5.0	0.007	0.007
マイワシ	5.5	120	580	0.012	0.056
マダラ	4.5	20	49	0.002	0.004
カツオ	3.6	10	73	0.001	0.005
アユ	0.10	32	2900	0.000	0.005
アサリ	1.7	730	9000	0.022	0.268

14品目合計 0.08 0.51

※PFOAの耐容一日摂取量は、20 ng/kg体重/日

- 今回の調査対象とした14品目の消費量は、食品全体の消費量の約3割に相当
- 14品目の平均摂取量は、耐容一日摂取量（TDI）の0.5%（PFOS）、0.4%（PFOA）と十分に低い水準
- 14品目の最大摂取量においても、TDIの7.5%（PFOS）、2.6%（PFOA）であり、相当低い水準

※ 中央値や最大値が検出下限値未満の場合は、検出下限値を、定量下限値未満の場合は定量下限値を代入しています。

令和7年度以降の対応（農林水産省）

- **令和7年度も品目を14品目以外にも拡大しながら実態調査等を継続**
- **令和6年度調査で、特異的に高い値が見られた試料について、さらに実態の把握や要因について調査を実施**

（実施予定品目）

農産物：ダイコン、ニンジン、ホウレンソウ、タマネギ、ブロッコリー、ハクサイ、キュウリ、ナス、サトイモ、ダイズ、小麦、リンゴ、ミカン

畜産物：牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳、鶏卵

水産物：ギンザケ、ニジマス、ホタテガイ、マサバ、クロマグロ、マダイ、ブリ、マゴイ、マガキ、ワカメ（海藻加工品）

(参考) PFASの摂取量推定に関する研究について

- 厚生労働行政推進調査事業「食品を介したダイオキシン類等有害物質摂取量の評価とその手法開発のための研究」(研究代表者: 国立医薬品食品衛生研究所食品部 堤 智昭)において、有機フッ素化合物の摂取量推定に係る研究を実施しており、分析法の開発を進めてきたところ。
- 令和5年度及び令和6年度においては、マーケットバスケット方式によるトータルダイエツト試料を用いて、PFOS及びPFOAを含むPFASの含量分析による**摂取量推定**を実施。
- なお、分析対象となるトータルダイエツト試料の調製には、各地域の小売店で購入した食品を用いており、輸入食品も含まれている。

令和5・6年度調査結果※1

PFOS : 0.23~5.2 ng/kg 体重/日 ⇒ TDI※2の1.1~26%

PFOA : 0.025~1.3 ng/kg 体重/日 ⇒ TDI※2の0.13~6.6%

※1 令和5年度及び令和6年度の分析ではいずれも、令和4年及び令和5年に購入した食品を用いて調製したトータルダイエツト試料を使用した。令和5年度は国内の2地域、令和6年度は国内の異なる2地域を対象とし、計4地域について調査した。

含量分析の結果を基に、体重(50kgと仮定)あたりの一日摂取量(Lower-bound~Upper-bound)を算出した結果を示す。

※2 PFOS及びPFOAそれぞれについて、食品安全委員会が指標値として示した耐容一日摂取量(20 ng/kg 体重/日)。

PFOS、PFOAの平均一日摂取量は、いずれも食品安全委員会から示されたTDIを下回っていた。

食品中の汚染物質に係る規格基準設定の基本的考え方

(平成20年7月8日 薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会 資料1-1)

基本方針

- 我が国の食品中の汚染物質の規格基準の設定にあたっては、コーデックス規格が定められている食品については、我が国でも規格基準の設定を検討することとし、コーデックス規格を採用する。
- その際、国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえ検討を行うが、それを採用することが困難である場合等は、以下の取扱いとする。

▶ 我が国の食料生産の実態等からコーデックス規格を採用することが困難な場合には、関係者に対して汚染物質の低減対策に係る技術開発の推進等について要請を行うとともに、必要に応じて、関係者と連携し、ALARAの原則※に基づく適切な基準値又はガイドライン値等の設定を行うこととする。

※ 合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする (As Low As Reasonably Achievable)、コーデックス委員会食品汚染物質部会 (CCCF) において汚染物質に対する最大基準値を設定する際に用いられている考え方。

▶ 国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえると直ちに規格基準の設定が必要でないと判断される場合は、将来にわたって、適宜見直しの検討を行うこととする。

なお、コーデックスにおいて規格基準が定められていない場合においても、汚染物質のばく露に寄与の高い食品や、我が国に特有の汚染実態が見られる汚染物質については、その都度、規格基準の設定を検討することとする。

今後の対応の方向性について

- 農水省の調査に基づくばく露量は、耐容一日摂取量（TDI）より十分に低いことから、現時点で直ちに規格基準の策定が必要となる状況にないと考えられるのではないかと。
- 今回得られた調査結果は、14品目のみの結果であり、これは食品全体の消費量の約3割に留まるものであるため、基準策定の議論は、今後農水省で品目を拡大して行われる調査の結果を待つ必要があるのではないかと。